第五条　その他の補助金

5.1　いかなる加盟国も、沿岸国である加盟国又は沿岸国である非加盟国の管轄の外かつ関連する地域漁業管理機関の権限の外で行われる漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

5.2　加盟国は、当該加盟国の旗を掲げていない船舶に対する補助金を交付する場合には、特別の注意を払い、及び妥当な自制を行う。

5.3　加盟国は、状態が不明である資源に関する漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付する場合には、特別の注意を払い、及び妥当な自制を行う。

第六条　後発開発途上加盟国に関する特別規定

加盟国は、後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行うものとし、解決を検討する場合において、当該後発開発途上加盟国の個別の事情があるときは、これを考慮する。

第七条　技術援助及び能力の開発

開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）に対する対象となる技術援助及び能力の開発に関する援助は、この協定に基づく規律の実施のために提供される。これらの援助を支援するため、ＦＡＯ、国際農業開発基金等の関連する国際機関と協力して、世界貿易機関の任意の資金供与の仕組みを設置する。当該仕組みに対する世界貿易機関の加盟国の拠出金は、任意の拠出のみによるものとし、通常予算の財源を利用してはならない。

第八条　通報及び透明性

8.1　加盟国は、補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定の適用を妨げることなく、漁業補助金に関する通報を強化し、及び促進し、並びに漁業補助金に関する約束の実施につき一層効果的な監視を可能とするため、次のことを行う。

(a)　補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づく漁業補助金に関する加盟国の定期的な通報の一部として、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報を提供すること（注1、注2）。

(b)　補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づく漁業補助金に関する加盟国の定期的な通報の一部として、可能な限り、次の情報を提供すること（注1、注2）。

注1　この8.1の規定の適用上、加盟国は、補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づいて必要とされる全ての情報であって、補助金及び相殺措置に関する委員会が使用する質問表（例えば、文書番号Ｇ／ＳＣＭ／六／Ｒｅｖ．一）に記載されたものに加えて、これらの情報を提供する。

注2　後発開発途上加盟国及び最新の公表されたＦＡＯのデータに基づく海洋における捕獲総量に占める年間の割合（世界貿易機関事務局が送付するもの）が〇．八パーセントを超えない開発途上加盟国については、この(a)及び(b)に規定する追加の情報に関する通報を四年ごとに行うものとすることができる。

(i)　補助金が交付される漁業における魚類資源の状態（例えば、濫獲された状態、漁獲が最大限に持続可能な方法で行われている状態、漁獲が十分に行われていない状態）及び使用した基準値並びに当該魚類資源が他の加盟国と共有されているか否か（注）又は地域漁業管理機関によって管理されているか否かについての情報

注　「共有の資源」とは、二以上の沿岸国である加盟国の排他的経済水域内に又は排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源をいう。

(ii)　関連する魚類資源についてとられている保存管理措置

(iii)　補助金が交付される漁業における船団の能力

(iv)　補助金から利益を得ている漁獲に係る船舶の名称及び識別番号

(v)　補助金が交付される漁業における種ごと又は種類群ごとの漁獲量のデータ（注）

注　加盟国は、複数種漁業については、これに代えてその他の関連する利用可能な漁獲量のデータを提供することができる。

8.2　加盟国は、毎年書面により、ＩＵＵ漁業に従事したと肯定的に決定した船舶及び運航者の一覧表を委員会に通報する。

8.3　加盟国は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この協定の実施及び運用を確保するための既存の措置又はそのためにとられた措置（第三条から第五条までに規定する禁止を実施するための措置を含む。）を委員会に通報する。加盟国は、また、これらの措置のその後のあらゆる変更及び第三条に規定する禁止を実施するための新たな措置について速やかに委員会に通報する。

8.4　加盟国は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要（自国の法令及び行政上の手続への言及を含む。）を委員会に提供するとともに、当該制度のその後のあらゆる変更を速やかに委員会に通報する。加盟国は、これらの情報を記載する加盟国の又はその他の適当な公式のウェブ・ページの最新の電子的なリンクを委員会に提供することによりこの義務を履行することができる。

8.5　加盟国は、この条の規定に基づく通報及び提供される情報に関する追加の情報を当該通報を行う加盟国に要請することができる。当該通報を行う加盟国は、できる限り速やかに、書面により、かつ、包括的な態様で、その要請に応ずるものとする。加盟国は、他の加盟国がこの条の規定に基づく通報又は情報の提供を行っていないと認める場合には、当該他の加盟国又は委員会の注意を喚起することができる。

8.6　加盟国は、この協定が効力を生ずる時に、書面により、自国が参加国である地域漁業管理機関について委員会に通報する。この通報は、少なくとも、当該地域漁業管理機関を設立する法的文書、当該地域漁業管理機関の権限の下にある水域及び種、管理する魚類資源の状態に関する情報、当該地域漁業管理機関による保存管理措置の概要、当該地域漁業管理機関によるＩＵＵ漁業に係る決定を規律する規則及び手続並びに当該地域漁業管理機関がＩＵＵ漁業に従事したと決定した船舶又は運航者の最新の一覧表から成る。この通報は、個々に又は加盟国の集団によって行うことができる（注）。これらの情報のあらゆる変更を速やかに委員会に通報する。委員会の事務局は、この条の規定に従って通報される地域漁業管理機関の一覧表を保管する。

注　この義務は、これらの情報を記載する当該通報を行う加盟国の又はその他の適当な公式のウェブ・ページの最新の電子的なリンクを提供することにより履行することができる。

8.7　加盟国は、措置の通報が(a)千九百九十四年のガット、補助金及び相殺措置に関する協定若しくはこの協定の下における当該措置の法的地位、(b)補助金及び相殺措置に関する協定の下で当該措置がもたらす影響又は(c)当該措置自体の性格を予断するものではないことを認める。

8.8　この条のいかなる規定も、秘密の情報の提供を求めるものではない。

第九条　制度上の措置

9.1　この協定により、各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも年二回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいずれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

9.2　委員会は、少なくとも二年ごとに、第三条、前条及びこの条の規定に従って提供された全ての情報を検討する。

9.3　委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。

9.4　委員会は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、及びその後は三年ごとに、この協定の運用を改善するために必要なあらゆる変更を特定するため、この協定の目的を考慮して、この協定の運用について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮して、この協定を改正する提案を物品の貿易に関する理事会に提出することができる。

9.5　委員会は、ＦＡＯ及び漁業管理の分野における他の関連する国際機関（関連する地域漁業管理機関を含む。）と緊密な連絡を維持する。